

伊丹市下水道ウォーターPPP事業

基本協定書（案）

（SPCを設立しない場合）

令和8年6月

伊丹市上下水道局

目 次

第1条	(定義)	1
第2条	(趣旨)	1
第3条	(基本的合意)	1
第4条	(事業契約の締結)	2
第5条	(事業契約の不成立)	3
第6条	(秘密保持)	4
第7条	(本協定の有効期間)	4
第8条	(協議)	4
第9条	(準拠法及び裁判管轄)	4

伊丹市下水道ウォーターPPP事業（以下「本事業」という。）に関して、伊丹市上下水道局（以下「局」という。）と【●●●】、【●●●】及び【●●●】で構成される共同企業体（以下、「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとし、本協定に定めがない場合は、本事業の実施に関して局が作成し、令和8年6月10日に公表又は配布された募集要項において定められた用語の定義による。

- （1）「募集要項」とは、本事業の実施に関して局が作成し、令和8年6月10日に公表又は配布した伊丹市下水道ウォーターPPP事業 募集要項をいう。
- （2）「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（開示資料を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、局のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（伊丹市下水道ウォーターPPP事業 実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して局が発出した書類（基本協定書（案）、事業契約書（案）及び要求水準書を除く。）をいう。
- （3）「提案書類」とは、優先交渉権者（本条第6号に定義する。以下同じ。）が令和8年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して局が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（局に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
- （4）「要求水準書」とは、伊丹市下水道ウォーターPPP事業 要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- （5）「事業契約」とは、本事業の実施に関し、局と優先交渉権者との間で締結される伊丹市下水道ウォーターPPP事業 事業契約をいう。
- （6）「優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された応募者を構成するすべての法人で組成される共同企業体をいう。
- （7）「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人である【●●●】、【●●●】及び【●●●】のそれぞれをいう。
- （8）「代表企業」とは、優先交渉権者構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された【●●●】をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続により、優先交渉権者が本事業を実施する者として選定されたことを確認し、第4条に基づき局との間で事業契約を締結し、その他本事業を円滑に実施するために、局と優先交渉権者が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 局及び優先交渉権者は、優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、本事業を実施する者として選定されたことを確認する。

- 2 優先交渉権者は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、局に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

(事業契約の締結)

- 第4条 局及び優先交渉権者は、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、局と優先交渉権者との間において事業契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、局は、募集要項等に定める手続において修正された事業契約書（案）の契約締結段階での更なる修正には、原則として応じない。
- 2 優先交渉権者は、局から請求があった場合には速やかに、局に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として局が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。
 - 3 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、局が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。
 - 4 優先交渉権者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、局は、法令等（事業契約に定める定義による。）に違反しない限りで、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。
 - 5 局は、事業契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第5号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業に関し、優先交渉権者構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者構成員又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体（以下「優先交渉権者構成員等」という。）に対して行われたときは、優先交渉権者構成員等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本事業に関し、優先交渉権者構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の6刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 優先交渉権者構成員が、偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。

- 6 事業契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、局は、事業契約を締結しないことができる。
- (1) 役員等（優先交渉権者構成員が個人である場合にはその者を、優先交渉権者構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 優先交渉権者構成員のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第6号に該当する場合を除く。）に、局が当該優先交渉権者構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
- 7 事業契約の締結までに、優先交渉権者構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、局は、事業契約を締結しないことができる。
- 8 局及び優先交渉権者は、事業契約が締結された後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 9 優先交渉権者構成員は、共同企業体たる優先交渉権者の構成員として、優先交渉権者の事業契約上の債務につき連帯して責任を負うものとする。

（事業契約の不成立）

第5条 優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、令和9年2月19日までに事業契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと局が判断した場合、以下のとおりとする。

- (1) 既に局及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。
 - (2) 局は、優先交渉権者に対して、違約金として、優先交渉権者が提案した提案価格（消費税及び地方消費税を含む）の10/100に相当する金額を請求することができる。この場合、すべての優先交渉権者構成員は連帯して当該違約金を支払う。
 - (3) 前号の規定は、局に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、局が優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
- 2 局の責めに帰すべき事由により、令和9年2月19日までに事業契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと局が判断した場合、既に局及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、局と優先交渉権者の協議

によって決定されるものとする。

- 3 局及び優先交渉権者のいずれの責めにも帰すべからざる事由（事業契約の締結について伊丹市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、令和9年2月19日までに事業契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと局が判断した場合は、既に局及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第6条 局及び優先交渉権者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、局が伊丹市情報公開条例（平成15年3月27日条例第5号）等に基づき開示する場合、並びに① 当該情報を知る必要のある局若しくは優先交渉権者構成員の職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は② 当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ局と優先交渉権者間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、局及び優先交渉権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から事業契約に規定する本事業の終了日までとする。ただし、令和9年2月19日までに事業契約の締結に至らなかった場合は同日をもって、また、本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと局が判断した場合には局が代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前二条及び第8条の規定の効力は存続するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて局と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第9条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、神戸地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、局並びに代表企業及びその他の各優先交渉権者構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

	所在地	伊丹市昆陽1丁目1番地2	
局	名称	伊丹市上下水道局	
	代表者	伊丹市上下水道事業管理者 大西 俊己	Ⓜ
優先交渉権者	住所又は所在地		
代表企業	商号又は名称		
	代表者		Ⓜ
	住所又は所在地		
優先交渉権者構成員	商号又は名称		
	代表者		Ⓜ
	住所又は所在地		
優先交渉権者構成員	商号又は名称		
	代表者		Ⓜ